

保護者のみなさまへ

市立札幌平岸高等学校長 中井 勝広

返還する必要のない「奨学のための給付金」について

- ◎ 返還する必要のない「給付金」です。
- ◎ 奨学金や就学支援金(授業料の補助)と一緒に利用することができます。(別の制度です)
- ◎ 「奨学のための給付金」の受給を希望される場合は、別途申請手続きが必要となります。申請書類をお渡しますので7月28日(月)までに事務室へお越しください。

■給付を受けられる方(次の条件に該当する方になります。)

- ◎令和7年(2025年)7月1日現在、高校1年から4年までの生徒を扶養する北海道内在住の保護者等。
- ◎保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯又は生活保護受給世帯のうち「生業扶助(高等学校等就学費)」が措置されている世帯。

■給付金額(全日制 生徒一人あたりの年額)

生活保護受給世帯のうち生業扶助(高等学校等就学費)が措置されている世帯	32,300円
保護者等全員の住民税の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯	143,700円

※ 非課税世帯において、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、1人当たり64,800円加算になります。

■申請について

申請書類をお渡しますので、7月28日(月)までに事務室までお越しください。

申請書類等を記入し、必要に応じて添付書類とともに提出していただきます。

申請書類提出期限：令和7年8月22日(金)

■支給方法

- ◎審査の結果、支給が決定された場合、指定口座に振り込まれます。
- ◎支給は令和7年(2025年)12月下旬までを予定していますが、審査等により前後する場合があります。

※新入生への早期支給の制度について

入学時の費用等で特に負担の大きい新入生に対し、早期給付(11月下旬まで支給予定)の制度があります。この制度を利用する場合は、保護者(親権者)等全員分の収入関係書類の提出が必要となります。また、申請書類の提出期限が7月28日(月)までとなりますので早期支給を希望される場合はお早めに事務室までご連絡ください。早期給付を希望しない場合の申請書提出期限は上記のとおり8月22日(金)であり、原則添付書類の提出を省略することができます。

■家計急変世帯を対象とした奨学給付金制度

家計急変による経済的理由から道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯相当であると認められる場合、奨学給付金の対象となります。申請を希望される方は、事前に状況を確認する必要がありますので必ず事務室へご連絡ください。(平岸高校事務室 011-812-2010)7月1日以前に家計急変した場合の申請書類提出期限は上記のとおりですが、7月2日以降に家計急変した場合については締切日以降も随時申請することができますので、至急ご連絡ください。

※ 生活保護世帯は家計急変の給付金ではなく従来の奨学給付金に申請してください。

詳細につきましては、すぐーるで配信する添付書類と学校HPに掲載しておりますのであわせてご確認ください